

## 令和3年第7回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年7月28日  
13時30分～14時

会 場 海老名市役所議員全員協議会室

## 令和3年第7回海老名市農業委員会定例総会

令和3年7月28日「令和3年第7回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
5番 鈴木 守	6番 小島 富士男	7番 波多野 寛	8番 市川 和美
9番 竹内 章人	10番 新戸 和夫	11番 守屋 福夫	12番 金指 満
13番 二見 務	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第40号 引き続き農業を行っている旨の証明について

日程第2 議案第41号 令和4年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地転用届出による専決処分について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

**【議長】** ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



等の明細でございますが、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、■■■■■平米、生産緑地、ほか■筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■平米でございます。事務局で7月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号17について、質疑のある方。  
(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。  
(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号17について、採決をさせていただきます。  
賛成の方の挙手を求めます。  
(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。  
続きまして、議案書7ページ、受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします

【主 査】 受付番号18、被相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、杉久保南■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成30年7月27日から令和3年7月28日までです。特例農地等の明細でございますが、上河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、農業振興地域内、■■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■  
■■■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局で7月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号18について、質疑のある方。  
(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。  
(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号18について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 8 ページ、日程第 2、議案第 4 1 号 令和 4 年度市農業施策及び予算に関する意見（案）についてを議題といたします。

本案につきましては、あらかじめ農政小委員会で審議しておりますので、16 番委員から結果の報告をお願いいたします。

【16 番委員】 ただいま議長からお話がありました農政小委員会でございますが、新型コロナウイルス感染が拡大していることから、18 委員と協議いたしまして、この事務局案について書面方式によりまして会議を行いました。

審議の調査につきましては、事務局のほうから説明をいたしたいと思っております。

【議 長】 それでは、事務局、説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、私のほうからご説明させていただきます。

まず、本日までの経過でございますが、6 月 2 5 日の定例総会の終了後、その他の案件の中で、令和 4 年度市農業施策及び予算に関する意見の事務局案 3 項目を提示させていただきました。農政小委員会での審議につきましては、先ほど 16 番委員から説明がございましたとおりでございますが、書面審議の結果、事務局案についての追加、変更はございませんでした。

続きまして、A 4 縦使いでお配りしております別紙資料 3 をご覧ください。中にあります各意見項目についてかいつまんでご説明をさせていただきます。

資料 3 の 2 ページをお開きください。意見項目 1、新型コロナウイルス感染拡大を受けての市内農家に対する支援については、令和 3 年度要望内容の継続でございます。内容は、農業、食品産業に対する消費者の需要喚起と農家の生産基盤安定化に向けた対策を求めるものでございます。需要喚起につきましては、農業委員会の範囲外である経済対策ということになりますが、農業、食品産業に対する購買力の維持というのは必須でございますので、農業委員会としても強く要望いたしたいというふうに考えてお

ります。生活基盤の安定化については、長期化した場合の次期作に対する資金繰りや、物資調達への支援を要望し、あわせて、高齢者にも分かりやすい支援要件や手続とし、求める全ての農家が早期に支援を受けられるよう要望するものでございます。

続きまして、意見項目2、市街化調整区域における地区計画を定めることについてでございます。ご承知のとおり、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、開発行為や建築行為は厳しく制限されておりますが、都市計画法に基づく地区計画を定めることによって、市街化調整区域としての性格を変えない範囲で計画内容に適合した建築物の立地が可能になり、無秩序な土地利用や乱開発を防止し、適切な土地利用を図ることができます。このほど、第1種農地であった市街化調整区域内の農地が転用申請者の水道管布設により第3種農地に急変し、転用可能な立地基準と化す事案が発生しました。農業委員会でも、申請者の行為の是非について大変な議論となったところでございますけれども、今後、このような手法で良好な営農条件を備えている農地が転用可能な立地になった場合でも、その農地が地区計画の範囲内に位置しているのであれば、農業委員会として転用やむなしと判断できる気持ちの余裕が生まれます。このため、市におかれましては、市街化調整区域における地区計画を定め、市街化区域への速やかな編入は難しいが、将来、市街地的な土地利用を図る意図がある地域について、あらかじめ明らかにしてくださるよう要望するものでございまして、令和4年度の新規要望といたしたいものでございます。

次に、別紙資料3の3ページになります。意見項目3、農用地区域の拡大についてでございます。市街化調整区域内の農地で良好な条件を備えているものについては、農地として保全を進める必要があると考えます。農地の直接的な保全策としては、農用地区域の拡大が効果的です。しかし、新たに農用地区域に指定する場合、おおむね5ヘクタール以上の集団か連たんしており、機械化による営農が可能な土地であるなど、一定の条件があります。また、地権者による合意形成が一番の課題であることも承知しています。そうすると、市であらかじめ農用地指定エリアを設定するなどして地権者に働きかけを行っていくことも必要と考えますので、検討して

進めていただけるよう要望いたします。地権者の意向については、農業委員会が年に1度の農家基本台帳更新の際に行っているアンケートにより、記名形式で情報を集めることが可能です。併せて検討して下さるようお願いするものでございまして、令和4年度の新規要望といたしたいものでございます。

最後になりますが、市長への要望については、例年、5、6件程度提出しているところではございますが、別紙資料3の一番最初のページ、1ページの送り状があるんですけれども、送り状の文面にございますように、今般につきましては、市が新型コロナウイルス感染症対策に尽力の最中である現状に鑑み、継続要望1件、新規要望2件、合計3件に集約いたしましたものでございます。

以上、大変雑駁ですが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして説明を終わります。

【議長】 それでは、令和4年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、令和4年度市農業施策及び予算に関する意見（案）について、今、事務局から説明がございましたとおり、また、15番委員から報告がありましたとおりの内容で賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の（1）農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号6について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理をして





【議長】 異議なしと認めます。よって、了承とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、(2)生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号93について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 生産緑地の買取り申出に対して、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならないとされておりまして、農業委員会へ斡旋の協力依頼が来ております。

生産緑地番93についてです。所在地は、今里■■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料2をご覧ください。

この農地につきましては、令和3年第5回の定例総会におきまして、土地所有者の死亡という事由によりまして、生産緑地の主たる従事者証明について証明願が提出されまして、証明の決定がされました。令和3年6月8日付で市に対して、現在の土地の所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところがございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、8月31日(火曜日)までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を9月1日(水曜日)に、海老名市の都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

【議長】 それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、生産緑地番号93の斡旋については、所定の期限までに事務局へ報告する旨、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、そのようにさせていただきます。

次に、議案書 11 ページ、(3) 農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

11 ページ、農地法第 4 条の受付番号 25 から 27 の 3 件、12 ページ、農地法第 5 条の受付番号 27 から 28 の 2 件、合わせて 5 件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第 4 条第 1 項第 8 号と農地法第 5 条第 1 項第 7 号です。

議案書 11 ページです。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 3 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間に届出がされたものです。受付番号 25 から 27 の 3 件で、田、222.61 平米、畑、146 平米、合計、368.61 平米です。

続きまして、議案書 12 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 3 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間に届出がされたものです。受付番号 27 から 28 までの 2 件で、田、299 平米、畑、71.63 平米、合計、370.63 平米です。これらにつきましては、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、農地法第 4 条の 3 件、農地法第 5 条の 2 件について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地法第 4 条の受付番号 25 から 27、農地法第 5 条の受付番号 27 から 28 については、一括して了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、一括して了承とさせていただきます。

次に、議案書13ページ、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号8について、事務局より説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は農業委員会にその旨を届け出なければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ現地調査をいたします。

では、議案書の13ページをご覧ください。受付番号8、権利を取得した者は、社家■■■■■■、■■■■■■、権利を取得した日は、令和2年6月22日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、社家字■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

【議長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号8については了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何か。

【事務局長】 ないです。

【議長】 それでは、休息なしで、その他の案件について入りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。